

江府町告示第61号

令和6年11月26日

江府町長 白石 祐治

第7回江府町議会12月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和6年12月9日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 邦 樹

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

三 輪 英 男

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

三 好 晋 也

○応招しなかった議員

な し

第7回 江 府 町 議 会 12 月 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和6年12月9日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分した事項の承認について（令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第5 報告第8号 専決処分した事項の承認について（令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第6 議案第97号 江府町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第98号 江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第99号 江府町水道法施行条例の一部改正について
- 日程第9 議案第100号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第101号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第102号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第103号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第104号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第105号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第106号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第107号 令和6年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第108号 令和6年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第 109号 令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 1 議案第 110号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について

追加日程第 2 議案第 111号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

追加日程第 3 議案第 112号 令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 8 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 加 藤 邦 樹	2 番 加 藤 周 二	3 番 芦 立 喜 男
4 番 森 田 哲 也	5 番 川 端 登志一	6 番 阿 部 朝 親
7 番 三 輪 英 男	8 番 長 岡 邦 一	9 番 川 端 雄 勇
10番 三 好 晋 也		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤 原 靖

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	谷 田 孝 之	会計管理者	佐々木 康 二

午前 1 0 時 0 0 分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は 1 0 名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和6年第7回江府町議会12月定例会を開会いたします。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、加藤周二議員、3番、芦立喜男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より12月16日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三好 晋也君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。

9月議会以降の議会活動については、タブレットに配信いたしました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

本日までに受理した陳情は、タブレットに配信いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会、特別委員会に付託いたしましたので報告します。

続いて、町長報告を行います。

町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 行政報告をさせていただきます。お手元の資料によりまして説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目でございます。上から二つ目の項目です。ブナの森よりあい音楽会ということで鳥取県の文化振興財団と連携して行った事業でございます。NHK交響楽団のヴァイオリニスト、鳥取チェンバーオーケストラのメンバーと一緒に弦楽四重奏を聞かせていただきました。奥大山江府学園のブナの森校舎の体育館という環境的にはホールのような所ではなかったんですけども、やっぱりプロの方の演奏を間近で聴けて参加された町民の方にとっては、とてもいい経験になったのではないかなと思います。一つ残念だったのは、やっぱりもっと多くの子どもたちにこの場に来てほしかったなということで、これは今後の反省材料として今後はそういった子どもたちにちゃんと聴かせてあげられるような設定をしたいなというふうに思います。

2 ページ目でございます、中程より下に、集落座談会というのが書いてあります。11月22日に武庫ということが書いてございますけれども、これは行政の要望会とは別に、出かける役場を始めたところですので、この出かける役場の説明でありますとか、あるいは、これから集落をどういうふうにしていけばいいのかっていう話を意見交換をさせていただきました。ここに書いてありますのは、11月22日の武庫だけなんですけれども、今後の予定を申し上げておきますと、すでに終わった12月7日、下蚊屋でもやりました。12日は荒田、15日は宮市、20日に深山口、21日貝田、22日は西成で年が明けて1月14日に宮市原ということで現在のところ、これだけの集落のほうからお申し込みをいただいておりますので、出かけさせていただいて意見交換をさせていただきたいというふうに思っております。下蚊屋では、17名の方が参加をされておりました。お話を聴きますのに、やっぱりなかなか20年30年前は本当に元気だった人たちがいっぱいいたんですけども、今、そのメンバーも本当に70代になってしまってなかなか若い人が集まらなくなったというような話を聴きました。元気が無くなったという話も聴きました。ただ、下蚊屋の場合は、この会合の後、懇親会をやって、また盛り上げていこうというようなこともおっしゃっておりました。それぞれの集落で、こういう話し合いの場を通じていかに元気にしていけばいいのかなみたいな話をさせていただいて、町としてもそこにどんなご協力が出るのかなということをお聞かせいただければなということで、これからも実証していきたいなというふうに思っております。

5 ページ目でございます。毎回、報告しています、ふるさと納税ですけれども、今回初めて前年よりちょっと減っております。件数にして1,895件。金額にして2,100万円ほど減っております。最終的には、12月にどれだけ来るかによって、大きく変わってきますけれども、

去年が最終計が6億。1年前が5億8,000万ですので、その前が4億8,000万ということでしたので、様子を見ていると同じようなところに行けばいいなというふうに考えているところでございます。

ずっと飛んでいただきまして、9ページでございます。上から二つ目の三菱地所MEC PANTORY（丸の内精米店）による奥大山江府米きぬむすめイベントというのを書いてございます。これは、東京の丸の内でもって、ここに三菱地所さんが小さな精米所を設けとられて、江府町から送ってくる玄米をそこで精米して、丸の内のお店に出すというようなことを試験的にされました。この企画が通りますと、今後、また継続してこういう事業を続けられるということでございます。江府町のイベントとしましては、11月11日から16日の間に丸の内のお店のほうで、プラネタリーヘルスの地球カレーというものを提供したところであります。実際、丸の内精米店やこのお店のほうに赤沢亮正経済再生担当大臣もお見えになりまして、どんなことをやってるのかということを見ていただきましたので、今後の応援も期待できるところであります。そして、その下のほうに、第26回米・食味分析鑑定コンクールっていうのを書いてございます。今回は残念ながら特別表彰の厚労省しかなかったんですけども、環境王国認定市町村連絡協議会の総会、この場で、先程の三菱地所で行った取り組みについてプレゼンテーションを天籟の桐村さんのほうからされました。環境王国に参加している自治体のほうも、この取り組みに結構興味を示されましたので、今後またどんな展開になるのか楽しみなところでございます。商工のところでございます。西ノ島町との経済交流事業でございます。今回、新たにワーケーション企画に係る相互視察・打合せということで、海と山の交流をしているものですから、どちらもがそれぞれの資源を持っています。これを連携して活用することで何か新しい企画は出来ないかなっていうことで取り組んだところであります。うまくいけば「こと事業」ということで新たな商品として売り出すことができるかなということを期待しているところであります。実際、西ノ島に経済交流で行って町長さんとお話をしたときに、西ノ島町は飲料水がダムに溜った水を使っておられるということで、とても江府町の水に興味と憧れといいますか、そういったものを持っておられました。ですので、私が思ったのは西ノ島町に結構観光客が行かれると思うんです。そこで高い金額を出しても、宿とか料理とかそういったものにお金を使われた場合に江府町のほうから水を送るのもありなのかなと。それは当然の代価はいただきますので、そういった形での連携もあるのかなというようなことも考えた次第であります。いずれにしても、経済交流、具体的な案件をこれから作っていくということで話は進んでいるところでございます。続けまして、その下なんですけれども、台湾における日野郡3町トップセールスということで、11月2日から5日

なのですが、これは議長と商工会長も一緒になんですけれども、日野郡3町が行ってまいりました。きっかけは、1月27日に日野郡産業振興大会というのがあって、そこに台湾で高級スーパーを経営しておられる、社長さんが来られてそれがきっかけで起こった事業であります。江府町のほうからは奥大山の水洗い珈琲が展覧されて、もう実はこれ正式な取引が始まったようでございます。株式会社地域振興のほうも、一応、見積もりをお出しして奥大山の水が果たしてスーパーで取り扱ってもらえるのかどうかというようなところを、今、やっているところでございます。ちなみに、このスーパーでは、他に日本のミネラルウォーターも売ってございましたけれども、大体500mlのサイズで500円くらいの値段が付いておりましたので、上手くいくと面白い商いになるのかなという気がいたしております。ちなみにこの結果は、12月19日に日南町長が知事報告をされるようでございますし、更に、来年2月1日には、また日野郡の産業振興大会が開催されますので、また新たな展開もあるのではなかろうかなと期待しているところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（三好 晋也君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第7号 から 日程第5 報告第8号

○議長（三好 晋也君） 日程第4、報告第7号、専決処分した事項の承認について（令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号））から、日程第5、報告第8号、専決処分した事項の承認について（令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号））の2議案を議題とします。

町長から報告を願います。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第7号でございます。専決処分した事項の承認について（令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号））についてでございます。本案は、本年10月27日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙事務費を増額いたしましたものでございます。

続きまして、報告第8号でございます。専決処分した事項の承認について（令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号））でございます。本案は、企業版ふるさと納税を活用した江府町のブランディングと就農人口増加のための、三菱地所「丸の内」協業戦略に対し、補助金を交付するため予算の増額をいたしましたものでございます。

以上2件につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治

法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。報告第7号、報告第8号、専決処分した事項の承認についてご説明申し上げます。議案綴りをご覧ください。2件とも専決処分いたしました令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算について本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。まず、報告第7号です。令和6年10月1日に専決処分をいたしました。次のページに専決処分書を付けております。また補正予算の内容は、その次のページの一般会計補正予算（第5号）に記載をいたしております。まず、第1表、歳入歳出予算補正です。1ページ歳入、県委託金539万7,000円。国政選挙に係る委託金です。次に、2ページ歳出、総務費、選挙費579万7,000円。職員人件費等、選挙事務に要した経費でございます。この内、備品購入費につきまして、国費の充当が9分の5ありますので、一部予備費を減額して充当し、この機会に第5投票所、米原分校のエアコンを購入しております。なお、3ページ以降に事項別明細書を付けておりますので、お読み取りいただきたいと思います。続いて、報告第8号です。次のページに専決処分書を付けております。令和6年11月8日に専決処分をいたしました。補正予算の内容は次のページの一般会計補正予算（第6号）に掲載をしております。まず、第1表、歳入歳出予算補正です。1ページ歳入、寄附金1,000万円、企業版ふるさと納税です。次に2ページ歳出、総務費、総務管理費1,000万円です。企業版ふるさと納税による江府町ブランディング及び就農人口増加のための三菱地所丸の内協業戦略に係る補助金です。先程、行政報告で町長も触れておりますので、長々とは申し上げませんが、三菱地所が丸の内に所有する600店舗の飲食店に対する食材提供機能のスタートといたしまして、丸の内に造られた精米店で特別栽培きぬむすめを販売し、江府町をPR、そして、いずれは農業道徳損害保険、つまり都市部の人たちの農地における農業体験ですとか、前払いでの作物購入天候状況等により食物が届かない可能性があることについての同意などといったことなのですが、これを制度化することにより就農人口の増加と作物の高付加価値販売につなげる。これらを推進していくために、11月12日から16日までジビエカレーやおにぎりを販売するイベント。それから13日には、三菱地所と東京芸術大学のアートイベントで天籟の桐村代表が江府町とプラネタリーヘルスについて講演を行っております。なお、企業版ふるさと納税は、この取り組みに協賛いただく企業からご寄附をいただいたものでございます。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

以上、2 件の報告は終了いたします。

日程第 6 議案第 9 7 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 6、議案第 9 7 号、江府町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 9 7 号でございます。江府町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、職員の分限に関する手続及び効果について、地方公務員法第 2 8 条第 4 項に基づき、同法第 1 6 条に規定する職員の欠格条項に関する特例を規定するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第 9 7 号、江府町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案綴りでご説明させていただきます。職員が過失により事故を起こしてしまった場合や、誤って事故に関与してしまった場合、全く何の効力もなく失職となることは本人にとって大変厳しすぎるということだけではなく、有能な職員を失うことにより公務の能率的な運営や行政サービスの提供に大きな損失となることが懸念されます。地方公務員法第 1 6 条では、この欠格条項について規定しておりますが、第 2 8 条第 4 項で条例に特別の定めがある場合を除くとあることから、条例でこの度失職に関する特例を規定するものでございます。次ページ、新旧対照表をご覧ください。左側改正後、失職事由の特例として第 5 条を新設いたします。1 項に事故が過失により生じたものであり、かつその情状を考慮する必要を特に認めた場合、その職を直ちに失うに至らない旨を規定しております。そして、第 2 項には、そういう状況にありながら、執行猶予を取り消されるような事態になった場合は、直ちに失職するという旨を規定しております。附則として、施行日は公布の日と規定するものでございます。議案第 9 7 号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第 9 7 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 7 議案第 9 8 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 7、議案第 9 8 号、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 9 8 号でございます。江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行にともなう関係政省令の改正に伴い、水道行政を所管する官庁が変更されたことにより、条例上の所要の改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく、提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 9 8 号、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。議案綴りを 1 枚おはぐりいただければと思います。先程の町長の提案説明にもありましたとおり、この水道関係の所管省庁が厚生労働省から国土交通省等に移管になったことへ伴う所要の改定でございます。右側に改正前、左側に改正後というふうに記載をさせていただいております。改正前の下線部、厚生労働省が左側の改正後では国土交通省に変更になっております。なお、第 4 2 条の第 2 号においては、右側の改正前、厚生労働の部分左側の改正後では、国土交通及び環境大臣の指定するものというふうになっております。こちらにつきましては、国土交通省所管が水道関係の整備と管理全般でございます。それから、環境省においては、水質基準のほうを所管するという形で二つの省庁が記載したあるというものでございます。なお、附則といたしまして、この条例については、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第 9 8 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 8 議案第 9 9 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 8、議案第 9 9 号、江府町水道法施行条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 9 9 号でございます。江府町水道法施行条例の一部改正についてでございます。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行にともなう関係政省令の改正により、水道行政を所管する官庁が変更されたこと、また、布設工事監督者及び水道技術管理者の参酌基準の改正により、水道技術管理者等の資格について、大学等での履修要件が緩和されたことに伴い、条例上の所要箇所を改正するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 議案第 9 9 号、江府町水道法施行条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。議案綴りをご覧くださいと思います。4 分の 1 ページというところに、先程と同じように右側に改正前、左側に改正後ということで並べて記載をさせていただいております。第 3 条の布設工事監督者の資格という部分でございますが、（１）といたしまして、改正前の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後という文言がまず削除されております。それから（２）につきましては、土木工学科またはこれに相当する過程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目というところが、左側では、又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程という文言に変わっておるところでございます。1 枚おはぐりいただいて、4 分の 2 ページでございます。こちらの（２）でございますけれども、水道という言葉の後ろに等という言葉が追加になっておるところでございます。それから、下段のほうに参りまして、第 4 条、水道技術管理者の資格の部分でございます。こちらにつきましても、同様に左側の改正でからの一部削除それから左側のほうには追加で記載をさせていただいているところがございます。4 分の 3 ページにつきましても同様に水道の後に等という言葉の追加が入っております。それから（４）でございますが、改正前、学科目という言葉が字句の訂正ということで、左側では

課程という言葉に変更になっているところでございます。なお、その下、（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）ということで基準の緩和が行われているところでございます。その下、3行ほど下ですが、（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）となっております。その下、（5）においても、学科目を過程という言葉に変更になっております。それから、一番下でございますけども、厚生労働大臣の部分で国土交通大臣及び環境大臣という言葉に変更になっております。附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 日程第8、議案第99号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第9 議案第100号

○議長（三好 晋也君） 日程第9、議案第100号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第100号でございます。鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。本案は、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務に、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務を加えるため、組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得たく、提案いたしますのでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第100号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてをご説明いたします。議案綴りでご説明させていただきます。本案は、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更について協議をするものでございます。次ページをご覧ください。共同処理する事務として公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律第4条第1項に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務。これを加えるため、令和7年4月1日施行として、組合規約を変更することについて構成自治体

の議会に協議するものでございます。議案第１００号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第１００号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第１０ 議案第１０１号

○議長（三好 晋也君） 日程第１０、議案第１０１号、令和６年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第１０１号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第７号）でございます。本案は、令和６年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ２，１２１万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億４，４１７万７，０００円とするもので、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させていただきますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第１０１号についてご説明いたします。議案書と別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧ください。歳入歳出それぞれ２，１２１万３，０００円を減額する一般会計補正予算の詳細概要をまとめております。まず、歳出のほうをご覧ください。主に、歳出予算事業費の増減に伴って充当しております特定財源を増減したものでございます。全ての項目を歳入については上げています。増減の大きいところで道路整備等に関する国庫補助金、こちらを交付額の決定による減でございます。こちらは、一番下の町債にも反映をしております。空き家対策総合支援事業補助金は空き家再生住宅に関するものです。後程、歳出でご説明させていただきます。県支出金、県委託金３，０００万円は、県道維持除雪等に関連する増でございます。次に、歳出です。総務費、総務管理費、道の駅奥大山製氷機・作業台下冷蔵庫購入２０７万円です。道の駅創業時からの備品ですが、老朽化によりまして修理が不能ですので、この度、買い替えのため補正をお願いするものです。こちらは、ふるさと応援基金を充当いたします。次に、地域おこし協力隊起業補助金１００万円です。コロナ特例によりまして４年間在任しておりました

隊員が任期満了となります。梨の栽培に本格的に取り組むための経費を補助するものでございます。奥大山パレット臨時駐車場除雪費 15 万 5,000 円です。奥大山パレットは駐車場が不足気味でご迷惑をおかけしているところがございます。先般、交換について議会でご承認いただきました隣接の民地を交換完了まで借用いたしまして臨時駐車場としておりますが、その除雪費となります。次に、木谷沢周辺環境整備委託 36 万 1,000 円です。有機土木の手法を取り入れたため工事請負費で計上していたものを全額委託料に組み替えるものです。増減はございません。次に奥大山自然文化協議会補助金 94 万 1,000 円です。これは、地方創生推進交付金の充当となります。SDGs それから環境関連の事業について精査をいたしまして、協議会事業として集約したものでございます。こちらも項内の組み替えで予算の増減はありません。次に、空き家再生住宅建築工事費 1,226 万 4,000 円の減でございます。これは江尾佐川にそれぞれ 1 件ずつ空き家再生住宅を整備する計画のものでございますけれども、予算の内一部を改修設計に係る委託料へ組み替えておりまして、工事は来年度に行うために工事費を一旦減額するものでございます。次に、民生費、社会福祉費、障がい児給付費 47 万円です。こちらは、放課後デイサービスなど通所サービスの利用回数による増額です。2 分の 1 の国費が充当されます。衛生費、保健衛生費、過年度事業補助金返還金 15 万 2,000 円です。昨年度のコロナワクチンに係る経費などを精算し返還するものでございます。次に、農林水産業費、農業費です。助沢地区有害鳥獣防護柵撤去費 14 万 8 千円です。こちらは、小原地区で施工されます、国土交通省の砂防工事の完了後、貯水のため鳥獣被害防止総合支援事業で設置をいたしました。獣害防護柵の一部を設置した助沢地区の方のものでございますけれども、これが水没することとなりましたので、獣害防護柵撤去とそれに伴う補助金返還金の予算を計上したものでございます。国の工事で補償費が支払われますので、設置に際して受けた補助金は一旦返還するということになります。次に、林業費です。森林環境税積立金 13 万 2,000 円です。こちらは、歳入の一番最初に上げておりますが、森林環境譲与税の配分額が確定し増額となりました。今年度、佐川地区に建設の保育園を含む交流拠点施設への木材利用を図るため積み立てるものでございます。次に、商工費、台湾出店補助金 6 万 7,000 円でございます。これは、先程、行政報告のほうでもございました。台湾で行いました日野郡 3 町トップセールスイベントに出展された事業者の方への補助金です。当初、県費を見込んでおりましたけれども、県補助の予算枠が終了となっておりましたために、これを町費で負担することとしたものです。次に、土木費、道路橋梁費、除雪費の固定経費分 1,000 万円です。除雪機 1 台を増やして作業を行うための固定経費、それから例年にない大雪の予報となっておりますので、当初経費を増額して降雪に備えようとするものでございます。県道

維持計画変更分 3, 0 0 0 万円です。これは受託しております、県道維持の経費について、実績等、年度末までの見込みにより増額するものでございます。災害防除事業 5, 0 0 0 万円の減。歳入で説明いたしました、国費の交付額決定に伴い、減額するものでございます。次に、住宅費、町営住宅団地公園遊具修繕 2 6 万 4, 0 0 0 円です。町営住宅に設置しております遊具の点検を行いましたところ、佐川と武庫第 2 団地に設置の遊具に危険個所があり、修繕を行うための経費でございます。空き家再生住宅建物保険料等 1 6 万 3, 0 0 0 円。こちらは、先程説明しましたけども、空き家再生住宅として整備しようとする 2 物件に係る保険料等でございます。続いて、教育費の教育総務費です。学校ネットワークアセスメント委託 1 9 8 万円です。こちらは、文科省からの指摘によりまして、学校ネットワーク整備が必要となり、現状を精査するため事前調査を行うものでございます。来年度において、令和 2 年度に調達しました機器の更新を計画しておりますけれども、これに国庫補助を受けようとする場合、事前にアセスメントを実施しているということが条件となるようでございます。こちらは、ふるさと応援基金を充当しております。続いて、教育費、義務教育学校費、グローバル人材育成事業 9 5 万 1, 0 0 0 円です。国内、熊本県への派遣生徒 2 名の追加分。また、ニュージーランドへの生徒派遣事業、今年も計画をしているところですが、円安の影響で、概算で増額するものでございます。こちらは、クラウドファンディングのふるさと応援基金を充当しております。次に、社会教育費、人権文化センター廊下照明スイッチの設置 1 5 万 4, 0 0 0 円です。新築したばかりですが、玄関から調理室の道中には、多目的室や大会議室等もありますが、こちらに繋がります廊下の電灯のスイッチが事務室での一元管理となっております。町民団体の皆さん等が夜間に施設利用される場合、施設職員は常駐せずに玄関の鍵を貸与するという方法をとっておりますが、現状では、廊下の電灯をつける場合はセキュリティーが掛かっている事務室に入らなければならないために、玄関にスイッチを設けまして対応しようとするものでございます。職員も暗い中、玄関から出ていくような状況だそうですので、安全も確保できるかと思います。次に、保健体育費、全国大会応援横断幕、すみません、右側、額を落としておりますが、こちら 6 万円でございます。先般、新聞記事にもなりました、奥大山江府学園の児童が日本野球機構が主催いたします、NPB 12 球団ジュニアトーナメントコナミカップ 2 0 2 4、こちらに阪神タイガースジュニアのメンバーとして選抜をされました。幕を掲揚してこれを応援するものでございます。最後、公債費 3 3 8 万 8, 0 0 0 円です。利子及び繰り上げ償還の補償金となっております。最下段、歳入歳出の差額について予備費を増額いたしまして、調整するものでございます。その他、この本会議資料の中に主な説明の所に記入が無いものなどについて、人件費、採用や育児休業者などの精査を全体的に行っ

ております。次に、議案綴りをお願いいたします。４ページをご覧ください。第２表、債務負担行為の補正です。振り仮名の法改正に伴う通知書業務委託設定額２８０万８，０００円です。１月中には、これをやりますという意思表示が必要でございますので、債務負担行為をお願いするものでございます。次に、５ページをご覧ください。第３表、地方債補正について計画変更の伴う過疎対策事業につきまして、限度額３億６，７１０万円であったものを３億４，５８０万円に減額するものでございます。議案第１０１号の説明は以上でございます。６ページ以上に事項別明細書を付けておりますのでご確認の上ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第１０１号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第１１ 議案第１０２号 から 日程第１６ 議案第１０７号

○議長（三好 晋也君） 日程第１１、議案第１０２号、令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第４号）から、日程第１６、議案第１０７号、令和６年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第２号）の６議案を一括議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第１０２号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）でございます。本案は、令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の総額に、歳入歳出それぞれ１７万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億４０３万７，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第１０３号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第２号）でございます。本案は、令和６年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，２８５万２，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億４，５７１万１，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第１０４号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）でございます。本案は、既定の予算総額６億３，６７５万８，０００円の範囲内で歳出予算の組み替えをいたすものでございます。

続きまして、議案第１０５号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設

特別会計補正予算（第３号）でございます。本案は、本年９月定例会で上程、ご承認いただきました鳥取県日野郡江府町老人保健施設特別会計補正予算（第２号）に係る、地方債の補正を追加するものでございます。

続きまして、議案第１０６号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第４号）でございます。本案は、令和６年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ１７万８，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９，１０９万６，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第１０７号でございます。令和６年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第２号）でございます。本案は、令和６年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ２０万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，２０５万９，０００円といたすものでございます。以上、特別会計補正予算６議案につきましては、地方自治法第９６条５第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第１０２号、江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）の概要について説明させていただきます。今回の補正額１７万円の内訳でございますが、こちらにつきましては、療養給付費及び高額療養費の実績推計額に伴い予算の増額を行ったものでございます。それに伴いまして、県補助金、歳入のほうも増額しております。

続きまして、議案第１０３号、令和６年度江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第２号）の概要について説明させていただきます。補正額１，２８５万２，０００円でございますが、こちらに伴いましては、新型コロナワクチン接種が第５類となりまして、集団接種から個別接種になりましたことに伴いまして、江尾診療所でコロナワクチンを接種のための費用を補正予算で計上したものでございます。まず、歳入ですけれども、新型コロナワクチン接種委託料は１件当たり１万５，３００円がそれにかかる打たれた方に対して入ってきます。こちらのほうを歳入、まず、自己負担分としまして２，０００円掛ける人数分、それから受託収入こちらのほうも見込みでございますが、１，１７２万２，０００円を歳入として見込んでおります。それに伴いまして、ワクチン接種をするに至ります定期接種の業務委託に伴います経費、業務サポート、準備経費それからワクチン代。それぞれそれを計上しております。そのほか、人件費についまし

ては、人勸に伴いまして予算を増額しております。そのほか、歳出に伴いまして、歳入分の相差につきましては予備費のほうに251万3,000円計上しております。

続きまして、議案第104号、江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましては、補正額の増減はございませんが、今回の補正は、まず、介護保険給付費、介護保険サービス給付費等、今年度の実績見込みに伴いまして、予算を増額させていただいているものでございます。そのほか、人事院勧告に伴います人件費の増額をしております。こちらにつきましては、全て予備費から組み替えております。

続きまして、議案第105号でございます。こちらにつきましては、議案書のほうをご覧くださいいただければと思います。こちらにつきましては、本来ですと、令和6年度の介護老人保健特別会計（第2号）議案第91号の際、介護老人保健施設あやめのW i - F i を新設するための工事費の予算計上をしておりますが、こちらにつきましては、県の補助を受けまして、4分の3を県補助、4分の1を町が補助するような計画で補正予算を議決していただきました。その際、予算計上をした際に、この4分の1の予算につきましては、地方債を充当する予定にしております、過疎対策事業債それから介護サービス事業債。本来ですと、第2号のほうに併せて地方債補正として計上すべきものでございました。大変申し訳ございません。この度そのため地方債の限度額を増額させていただくものでございます。第1表の地方債補正としまして、過疎対策事業140万増額しまして900万の限度額、介護サービス事業こちらのほうも140万増額しまして限度額を930万とするものでございます。併せて280万円の増額、限度額の枠を増額するものでございます。

続きまして、議案第106号、こちらのほうはまた本会議資料に戻っていただければと思います。江府町介護老人保健特別会計補正予算（第4号）の概要について説明させていただきます。こちらについては、補正額17万8,000円でございます。こちらの補正ですけれども、介護老人保健施設あやめにリハビリ機器、低周波電気治療器というものを平成18年の4月に備品として町が購入しております。こちらの機器が故障により使用できなくなりまして、なおかつ経年がかなり進んでおりましたので修理が不可能のため、新規購入するものでございます。新規購入、備品購入にあたっての見積額は176万円でございますが、既存の予算額備品購入費の執行残がありましたので、こちらの差額17万8,000円を今回増額補正として予算計上させていただいているものでございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 議案第１０７号、索道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明をさせていただきます。議案書をお願いします。５ページをご覧くださいますと、歳入を付けております。繰入金、一般会計繰入金２０万円の増です。続きまして、次ページの６ページ、歳出です。索道管理費２０万円の増です。こちらに詳細を上げておりますけれども、会計年度任用職員の人件費に係るものでございます。議案第１０７号、索道事業会計補正予算（第２号）の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 質疑は１議案ごとに処理進行いたします。

議案第１０２号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、議案第１０３号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、議案第１０４号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

議案第１０５号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

議案第１０６号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

議案第１０７号の質疑を行います。

日程第１７ 議案第１０８号 から 日程第１８ 議案第１０９号

○議長（三好 晋也君） 日程第１７、議案第１０８号、令和６年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第２号）から、日程第１８、議案第１０９号、令和６年度江府町下水道等事業会計補正予算（第１号）の２議案を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第108号でございます。令和6年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、水道事業収益に71万7,000円、水道事業費用に71万7,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益1億1,049万3,000円、水道事業費用1億1,165万9,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第109号でございます。令和6年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、下水道事業収益に107万6,000円、下水道事業費用に257万6,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億5,676万5,000円、下水道事業費用1億5,826万5,000円に、また、資本的収支につきまして、資本的収入から5,400万円。資本的支出から5,400万円をそれぞれ減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億5,490万8,000円、資本的支出2億570万円といたすものでございます。以上、公営企業会計補正予算2議案につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 議案第108号、令和6年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案綴りのほうご覧いただければと思います。第1条、第2条につきましては、先程、町長の提案説明にありましたので省略をさせていただきます。第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費でございますが、こちらのほうは746万9,000円を751万4,000円に改めさせていただきます。それから、第4条、他会計からの補助金でございます。こちらについては、一般会計からの補助金でございますが、5,376万9,000円を5,401万5,000円に改めるものでございます。補正の内容の詳細についてご説明させていただきます。2ページに飛んでいただけますでしょうか。今回の補正予算の明細書があると思います。収益的収入及び支出のまず収入でございます。簡易水道事業収益について71万7,000円の増額補正でございますが、内容としまして、営業外収益のほうで71万7,000円の増額でございます。内訳としまして、補助金で24万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、公債費利息の確定に伴うものでございます。それから他会計負担金につきまして、47万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、人件費でございますが人勧に伴う増額分でございます。続きまして、下段の支出でござ

います。簡易水道事業費用で71万7,000円の増額でございますが、内訳といたしまして営業費用で26万8,000円の増額でございます。内訳につきましては、給料、手当、退職手当組合負担金、法定福利費、引当金繰入額については68給与改定による増法定福利費引当金繰入額は、人勧に伴う調整でございます。それから中程に委託料と修繕費のほうがございますが、こちらについては配水の清掃ならびに配水池管の修繕費用の増額でございます。それから、営業外費用でございます。44万9,000円の増額でございますが、こちらについては、企業債利息の確定に伴いましての増額補正でございます。あと、給与明細それから貸借対照表、キャッシュフロー等については、お読み取りいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第109号の説明に入らせていただきます。議案第109号、令和6年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）でございます。第1条、第2条につきましては、省略させていただきます。おはぐりいただきまして、第3条も省略させていただきます。第4条の企業債でございます。上段に既決予定でしたが、補正予定額ということでのさせていただきます。見比べていただければと思いますが、過疎対策事業につきましては、限度額2,700万だったものを下段のほうで見ていただきますと、1,350万に減額をさせていただきます。それから、上段の下水道事業債2,840万につきましても、下段の1,490万に変更させていただきます。それから下段の補正予定のところですが、災害復旧事業といたしまして、150万の増額でございます。これに伴いまして、補正前の1億400万を合計額で7,850万に変更させていただきます。それから、第5条でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、職員給与でございますが、585万4,000円を619万3,000円に改めさせていただきます。それから、第6条、他会計からの補助金、一般会計からの補助金でございます。こちらについても、7,098万7,000円を7,172万4,000円に改めさせていただくものでございます。補正内容の詳細についてご説明をさせていただきます。7ページに飛んでいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。今回の補正の明細書でございます。収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、下水道事業収益107万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、営業外収益107万6,000円。内訳といたしまして、補助金が73万7,000円でございます。こちらにつきましては、企業債の利息確定に伴う増額でございます。それから、他会計負担金でございます。こちらが33万9,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、人勧の増に伴う一般会計からの負担金でございます。その下の支出の部でございます。下水道事業費用について257万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、まず、営業費用です。183万

1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、管渠費252万5,000円でございます。こちらにつきましては、電気代の高騰等があるわけですが、実績見込みで60万円の増額をさせていただいております。それから、工事請負費といたしまして、災害関係ですが、150万円の増額でございます。あと、7万2,000円、通信運搬費については実績見込み。路面復旧費については、上段の災害復旧に伴う路面の復旧費でございます。それから、処理場費でございます。処理場費については、△103万9,000円でございます。いずれも実績見込み等で減額と増額等調整させていただいているところでございます。総係費につきましては、34万5,000円の増額でございます。こちらについては、主なものは人勤に伴う増額でございます。その下、営業外費用でございます。74万2,000円の増額でございます。内訳といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費でございます。新規借入れに伴う増額で74万2,000円でございます。下段のほうに参ります、資本的収入及び支出でございます。収入といたしまして資本的収入で△5,400万円でございます。内訳としまして、企業債△2,700万円。建設改良費として2,700万円の減額でございますが、この下段の国庫補助金のほうが同額の△2,700万減額になっておりますが、この国庫費の国の補助金の採択されなかった部分について必要となる企業債補助金の減額をさせていただいているところでございます。それから、下段の支出の部でございます。資本的支出といたしまして、△5,400万円でございます。内訳としまして、建設改良費で同額の減額でございます。管路建設改良費といたしまして、△5,400万でございますが、内訳といたしまして、委託料で△1,000万円。工事請負費として4,400万円の減額ということでいずれも長期の国庫補助金の採択にならなかった部分を減額させていただいているものでございます。そのほかキャッシュフロー計算書、給与明細、貸借対照表につきましてはご覧いただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（三好 晋也君） 質疑は1議案ごとに処理進行いたします。

議案第108号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

議案第109号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

暫時この場で休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前 11 時 08 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

おはかりいたします。先程、白石町長から、議案第 110 号、第 111 号、第 112 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。

議案第 110 号、第 111 号、第 112 号を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議案第 110 号

○議長（三好 晋也君） 江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 110 号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正案が提案されたことに伴い、江府町職員の給与に関する条例について、所要の改正をいたすものでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を得たく、提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第 110 号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案綴りをご覧ください。本年、8 月に行われた人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与法の改正について閣議決定され、提案されたことに伴いまして、職員の月例級を定める行政職給料法及び医療職給料法の改定、期末手当、勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。また、併せて再任用職員の期末、勤勉手当の支給率の見直しに関する改正を行います。これは、勤務時間や条件などに差が無い状況でありながら会計年度任用職員や定年延長者に比べまして支給率が低く設定されているためでございます。次のページからの新旧対照表をご覧ください。右側に改正前の条文、左側に改正後の条文を掲げてお

ります。職員の給与に関する条例第3条ですが、これが行政職の職員並びに医療職の職員の給料表を定めた条文でございます。一番最後に改正前の行政職給料表を別添1、改正後の行政職給料表を別添2、同じく、改正前医療職給料表を別添3、改正後の医療職給料表を別添4として、先程言いました条文に最後に、後ろに掲載をしております。今回の給与改定は月例級につきましては平均3.0%の引き上げということになっておりますけれども、一昨年、昨年に続きまして、初任給及び若年層つまり若い世代、こちらに重点を置いた給与改定となっております。1ページ目にお戻りください。医療職に適用いたします初任給調整手当第8条の2第1項第1号の下線部分を改正いたします。右側が改正前、左側が改正後でございます。次に、期末手当第19条第2項の規定では、右側改正前100分の122.5とありますものを、左側改正後6月に支給する場合においては、追加しまして122.5。12月に支給する場合においては、100分の127.5に引き上げ第3号にこれまで規定しておりました定年前再任用短時間勤務職員、こちらに関します事項を一般職に準用するように改正をいたします。第20条、勤勉手当。第2項第1号に該当する職員から改正前は定年前再任用短時間勤務職員を除いておりましたが、これを削除します。つまり該当するようにいたします。支給率について、右側改正前100分の102.5を。左側改正後に6月に支給する場合においては追加しまして100分の102.5。12月に支給する場合においては、100分の105というふうに変えます。そして第3号、定年前再任用短時間勤務職員の規定を削除いたします。次に、第21条、寒冷地手当についてでございます。本町は既に対象地域から除外されておりますが、過去に改正漏れをしておりましたようです。この度、これを削除するものでございます。次に、第25条、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外。こちらで第10条の2、住居手当これを対象外とするようになっておりましたが、国通知によりこちらを対象とすることになったことから、10条の2を削除いたします。また、先程、本条例の寒冷地手当を削除しましたことから、21条も削除いたします。附則といたしまして、施行期日を規定しております。改正後の給与条例は、令和6年4月1日から適用いたしますものでございます。議案第110号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第110号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

追加日程第2 議案第111号

○議長（三好 晋也君） 追加日程第2、議案第111号、江府町会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 1 1 1 号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づき提案された国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正、江府町一般職の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、所要の改正をいたすものでございます。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第 1 1 1 号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書をご覧ください。月例級につきまして、摘要しております行政職給料表を人事院勧告に伴いまして改正するため、併せて第 3 条に規定する給料表を別に添付しておりますとおり改正するものでございます。期末手当、勤勉手当につきましては、職員の給与条例を準用しておりますので、同様に支給率を改正することとなります。附則におきまして、施行期日を規定しております。改正後の条例は令和 6 年 4 月 1 日から適用いたしますのでございます。議案第 1 1 1 号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第 1 1 1 号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

追加日程第 3 議案第 1 1 2 号

○議長（三好 晋也君） 追加日程第 3、議案第 1 1 2 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 1 1 2 号でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。本案は、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 5 9 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 6 億 7, 0 1

2万7,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第112号についてご説明いたします。議案書をご覧になっていただきたいと思います。歳入歳出それぞれ2,595万円を追加する一般会計補正予算（第8号）ですが、こちらは先程説明させていただきました、人事院勧告による職員給与等一部改正条例等に伴います人件費の計上をお願いするものでございます。一般職92名、会計年度任用職員91名に係ります給与につきまして、各項ごとに歳出補正額のみ申し上げます。2ページをお願いいたします。議会費40万円、総務管理費726万円、徴税費35万円、戸籍住民基本台帳費40万円、社会福祉費190万円、児童福祉費275万円、保健衛生費110万円、農業費320万円、林業費40万円、道路橋梁費169万円、教育総務費60万円、義務教育学校費65万円、社会教育費410万円、保健体育費115万円です。議案第112号の説明は以上です。3ページ以降に事項別明細書等を付けておりますのでご確認いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第112号の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

_____ . _____ . _____

○議長（三好 晋也君） 以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午前11時20分散会
